

平成22年3月10日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

弁理士 佐藤辰彦

中小企業支援のための「選拔出願支援制度」の提案

中小企業等の負担を軽減するための料金減免制度の整備は、中小企業・ベンチャー企業を問わず、企業規模が相対的に小さい出願人の経済的負担を軽減し、権利取得を支援する制度である。これは、産業構造の裾野部分に対して広く浅く支援をすることを内容としている。

更に、我が国の将来の中核となるべき企業を育成するためには、裾野の拡大と同時に、より高い所を目指す企業を支援する仕組みがあるべきである。即ち、価値ある発明を選定して集中した手厚い支援を行う仕組みとして、選拔出願支援制度（仮称）を作るべきである。

1. 選拔出願支援制度の概要

目的：外国出願・国際出願に係る資金を援助する。

対象：中小企業、ベンチャー企業の特許取得案件に限定する。

条件：早期審査請求した案件であって、特許査定された出願であること。

選抜：各技術分野の専門家が構成する認定機関が援助対象案件を選定する。

注意：審査請求料は、現状より拡大した減免措置の適用を受け、例えば、通常の手数料の1/2の費用を審査請求時に納付する。

2. 選拔出願支援制度の流れ

本制度の適用を受けようとする出願人は、認定機関に「事業企画書」を提出し、早期審査を受け、特許査定後に認定機関の審査を受ける。特許査定を受け、かつ事業企画も適当と認められるものは、外国出願費用の援助を行う。

認定機関は、知財の価値のみならず、技術の優位性、実現可能性、市場における優位性、金融支援の可能性などを判断する。そのため、様々な方面から評価ができる者を統合して設置する。

なお、必要に応じて、特許権を信託するためのファンドの創設なども検討に値しよう。

(参考チャート)

